

# 令和3年度 NPO関連予算総括表 (通常事業)

厚生労働省

令和3年度 NPO 関連予算の特徴		子どもの見守り強化事業、重層的支援体制整備等に関する事業の新設をはじめ、 新たな日常の下でも全ての人が安心して暮らせる社会に向けた環境を作るために要する予算を確保した。										
連番	事業名	新・ 継 区分	施策・事業概要	3年度予 算額	2年度予算 額 [うち3年度 使用見込残 額]	補助率 上限額	実地主体	公募スケジ ュール	申請方法	照会窓口	2年度NPO への実績	備考
1	地域の健康 増進活動支 援事業	継続	健康づくり活動に取り組む民間団体の、健康づ くりの牽引役となる人材の育成やボランティ アを活用する主体的かつ自由な発想に基づく 取組について、補助金を交付する。	76	76	定額 (10/10)	NPO 法人等	令和3年 12月28日～ 2月10日	健康局健康課 に実施計画書 を提出	健康局健康 課（内線 2971）	2件	資料1
2	がん検診従 事者研修事 業	継続	胃内視鏡検査を実施する医師に対して、安全管 理体制の整備に係る研修を実施する。	15	15	1/2	都道府県 公益法人 一般社団法人 一般財団法人 NPO 法人等	令和3年4 月頃	健康局がん・疾 病対策課に実 施計画書を提 出	健康局が ん・疾病対策 課（内線 3827）	0件	資料2
3	H I V 感 染 者 等 の N G O 等 へ の 支 援 事 業	継続	H I V 感 染 者 等 で 構 成 さ れ る N P O ・ N G O に よる活動を支援し、効果的で当事者性のあるH I V 感 染 予 防 の 普 及 啓 発 や 患 者 支 援 を 図 る。	135	135	定額 (10/10)	NPO 法人等	令和3年2 月～3月	健康局結核感 染症課に実施 計画書を提出	健康局結核 感染症課（内 線2358）	5件	資料3
4	小児慢性特 定疾病児童 等自立支援 事業	継続	慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負 担軽減及び長期療養をしている児童の自立や 成長支援について、地域の社会資源を活用する とともに、利用者の環境等に応じた支援を行 う。	923	923	(補助率) 1/2 (上限額) 1 都道府県 等あたり 5,496,000円	〈実施主体〉 都道府県 指定都市 中核市 児童福祉法第59条の 4第1項の政令で定	実施主体に より異なる。	実施主体が実 施する委託先 の募集に応募 する。	健康局難病 対策課（内線 2329）	NPO 法人へ の実績は、 実施主体 により実 施方法が 異なるた	資料4

						と8,450円× 当該年度の 小児慢性特 定疾病児童 等の人数の 和に2分の 1を乗じて 得た額	める市（特別区を含 む。）＜実施主体が委 託する場合に想定さ れる委託先＞ 社会福祉法人 NPO法人 一般社団法人 一般財団法人 医療法人 等				め把握し ていない。	
5	療養生活環 境整備事業	継続	難病の患者等の日常生活における相談・支援、 地域交流活動の促進及び就労支援などを行う 拠点施設として、難病相談支援センターを設置 し、相談支援、地域交流会、講習・研修会、就 労支援のための連携等を実施する。	648	654	（補助率） 1/2 （上限額） 厚生労働大 臣が必要と 認めた額に 2分の1を 乗じて得た 額	〈実施主体〉 都道府県 指定都市 〈実施主体が委託す る場合に想定される 委託先〉 社会福祉法人 NPO法人 一般社団法人 一般財団法人 医療法人 等	実施主体に より異なる。	実施主体が実 施する委託先 の募集に応募 する。	健康局難病 対策課（内線 2329）	NPO法人へ の実績は、 実施主体 により実 施方法が 異なるた め把握し ていない	資料5
6	訓練受講希 望者等に対 するジョ ブ・カード作 成支援推進 事業	継続	訓練受講希望者等に対して、ジョブ・カードの 作成支援を実施するほか、周知・広報等を行う。	1,503	1,866	10/10	〈実施主体〉国 〈委託先〉 民間企業 NPO法人等	都道府県労 働局におい て公示	都道府県労働 局に入札書及 び提案書を提 出	都道府県労 働局の担当 課室	2件 43百万円 （契約額）	資料6
7	日雇労働者 等技能講習 事業	継続	日雇労働者やホームレスが集積する5都市（東 京、神奈川、愛知、大阪、福岡）において、NPO 等に委託し、地域における求人ニーズ等を踏ま	254	302	10/10 ※委託費の 上限額内で	〈実施主体〉 国 〈委託先〉	令和3年1 月15日～2 月10日	職業安定局に 入札書及び提 案書を提出す	職業安定局 雇用開発企 画課就労支	2件 56百万円 （契約額）	資料7

			えた就労に役立つ技能講習を実施する。(調達区分は7件)			交付	NPO 法人等		る。	援室 (内線 5726)		
8	刑務所出所者等就労支援事業(支給業務等)	継続	刑務所出所者等就労支援事業のうち、職場体験講習、試行雇用助成金、セミナー及び事業所見学会に要する経費の支給等を民間事業者に委託して実施する。	28	32	10/10 ※委託費の上限額内で交付	〈実施主体〉 国 〈委託先〉 NPO 法人等	令和3年1月8日～2月22日	職業安定局に入札書を提出する。	職業安定局雇用開発企画課就労支援室 (内線 5817)	1件 6百万円 (契約額)	資料8
9	刑務所出所者等就労支援事業(協力雇用主等支援業務)	継続	事業主に対して、刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就労状況を把握する(事業実施対象地域は東京、神奈川、大阪、愛知及び福岡の5都府県)。	59	64	10/10 ※委託費の上限額内で交付	〈実施主体〉 国 〈委託先〉 NPO 法人等	令和3年1月8日～2月10日	職業安定局に入札書及び提案書を提出する。	職業安定局雇用開発企画課就労支援室 (内線 5817)	5件 60百万円 (契約額)	資料9
10	障害者就業・生活支援センターによる地域における就労支援	継続	障害者就業・生活支援センターが、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関と連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。	7,898	8,504	10/10 ※委託費の上限額内で交付	〈実施主体〉 都道府県 国(都道府県労働局) 〈委託先〉 社会福祉法人 NPO 法人 医療法人 公益社団法人 公益財団法人 等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室 (内線 5832)	24件 656百万円	資料10 委託契約の手続きは、都道府県知事による法人の指定を行った後に都道府県労働局にて行う。

11	国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業	継続	「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）に基づき、障害者の職場適応が円滑に進むよう個別的なサポートを行うために、国の機関の職員の中から選任された支援者に対して、支援に必要なスキルを習得するためのセミナーを実施する。	12	12	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 国 <委託先> NPO法人等	令和3年1月12日～2月4日	入札書を国に提出	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室（内線5858）	2件	資料11 東京都と大阪府の2地域に分けて調達
12	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進	継続	都道府県等が行う公共職業訓練（離職者に対する訓練）について、公共職業能力開発施設で行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。	38,374	67,626	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県及び横浜市 <委託先> 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO法人等	実施主体により異なる。	都道府県が実施する委託先の募集に応募する	実施主体の担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料12
13	求職者支援制度	継続	民間教育訓練機関等を活用して、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の向上を図る訓練を実施する。	11,494	11,387	訓練の受講者1人につき月5万～7万円	<実施主体> 国 （都道府県労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構） <委託先> 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO法人等	原則として四半期ごとに申請の受付	認定申請書等を提出する	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県職業訓練支援センター	年度終了後に集計	資料13
14	障害者の多	継続	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練	1,440	1,588	10/10	<実施主体>	都道府県に	都道府県が実	都道府県の	NPO法人へ	資料14

	様々なニーズに対応した委託訓練の実施		機関等の多様な委託先を活用することにより、個々の障害者の態様や企業のニーズに対応した委託訓練を実施する。			※委託費の上限額内で交付	都道府県 ＜委託先＞ 民間企業、社会福祉法人、NPO 法人等	より異なる	施する委託先 機関の募集に 応募する	担当課	の実績は、 実施主体 により実 施方法が 異なるた め把握し ていない	
15	若者等職業的自立支援推進事業	継続	「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施する。	5,147	5,279	10/10	＜実施主体＞国 ＜委託先＞ 民間企業 NPO 法人等	都道府県労働局において公示（令和3年1月18日～2月19日）	都道府県労働局に入札書及び提案書を提出	人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内線 5992）	85 件 2,655 百万円（契約額）	資料 15
16	保育所等整備交付金	継続	施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。	49,653	79,566（うち 補正予算 15,776） [79,566 の 内数]	定額（1/2 相当） ※「新子育て安心プラン」に参加する一定の自治体の場合 2/3 相当	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等	協議書の提出期限は 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月の 5 回を予定している。	市町村を通じ て協議書を提 出。	実施主体の 保育担当課	NPO 法人への 実績は、 実施主体 により実 施方法が 異なるた め把握し ていない	資料 16
17	保育対策総合支援事業費補助金（うち、民有地マッチング事業）	継続	地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等に必要経費の一部を補助する。	（40,232 の 内数）	（39,382 の 内数）	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 都道府県等が認めた者 ＜委託先＞ NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の 保育担当課	NPO 法人への 実績は、 実施主体 により実 施方法が 異なるた め把握し ていない	資料 17

18	保育対策総合支援事業費補助金(うち、保育所等改修費等支援事業)	継続	保育所等を賃貸物件を活用して設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。	(40,232の内数)	(55,355(うち補正予算15,973)の内数)[55,355の内数]	1/2 ※「新子育て安心プラン」に参加する一定の自治体の場合 2/3	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料18
19	保育対策総合支援事業費補助金(うち、認可外保育施設改修費等支援事業)	継続	認可外保育施設について、指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。	(40,232の内数)	(39,382の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料19
20	保育対策総合支援事業費補助金(うち、都市部における保育所等への賃借料等支援事業(①都市部における保育所等への賃借料支援事業 ②保育所等	継続	①賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育所について、公定価格における賃借料加算との乖離分を補助する。 ②保育所等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育所等の整備を促進するため、土地借料の一部を補助する。	(40,232の内数)	(39,382の内数)	1/2	<実施主体> 市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料20

	設置促進事業))											
21	保育対策総合支援事業費補助金(うち、保育士・保育所支援センター設置運営事業)	継続	潜在保育士への就職支援、保育所に勤務する保育士等への相談支援、保育所の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。	( 40,232 の内数)	( 39,382 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 中核市 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO 法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料 21
22	保育対策総合支援事業費補助金(うち、若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業)	継続	保育所等に勤務する経験年数の少ない保育士や保育事業者等を対象とした巡回支援に要する費用の一部を補助する。	( 40,232 の内数)	( 39,382 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO 法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料 22
23	保育対策総合支援事業費補助金(うち保育環境改善等事業)	継続	保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育(体調不良児対応型)の設備の整備等、新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な備品購入やかかり増し経費等に必要経費の一部を補助する。	(40,232 の内数)	(61,878 (うち補正予算 22,496) の内数) [61,878 の内数]	1/2, 1/3 、 10/10	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO 法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料 23
24	保育対策総合支援事業費補助金(う	継続	こども送迎センターから保育所等又は保育所等から屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を実施するための費用の一部を補助する。	(40,232 の内数)	(39,382 の内数)	1/2	市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO 法人への実績は、実施主体	資料 24



	ち、広域的保育所等利用事業)										により実施方法が異なるため把握していない	
25	保育対策総合支援事業費補助金(うち、家庭支援推進保育事業)	継続	家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数(40%以上)受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。	(40,232の内数)	(39,382の内数)	1/2	市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料 25
26	保育対策総合支援事業費補助金(うち、保育利用支援事業(入園予約制))	継続	保護者が育児休業取得後に保育の提供を受けられるよう予約制の仕組みを設ける際に必要な経費の一部を補助する。	(40,232の内数)	(39,382の内数)	1/2	市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料 26
27	保育対策総合支援事業費補助金(うち、3歳児受入れ等連携支援事業)	継続	小規模保育事業などを利用する子どもの3歳到達時における保育園等への円滑な接続を図るため、保育所等において3歳児以降の子どもを受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用や、複数の家庭的保育事業者及び連携施設が保育環境の整備や経営の効率化を共同で行う体制作りをモデル的に実施するための費用の一部	(40,232の内数)	(39,382の内数)	1/2	市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料 27

			を補助する。									
28	保育対策総合支援事業費補助金(うち、医療的ケア児保育支援モデル事業)	継続	医療的ケアを必要とする障害児が、保育所等の利用を希望する場合の受入体制整備を行うために必要な経費の一部を補助する。	(40,232の内数)	(39,382の内数)	1/2	都道府県 市区町村 ＜委託先＞ NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料28
29	保育対策総合支援事業費補助金(うち、認可外保育施設の衛生・安全対策事業)	継続	認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施するための費用の一部を補助する。	(40,232の内数)	(39,382の内数)	1/3	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料29
30	保育対策総合支援事業費補助金(うち、認可化移行調査・助言指導事業)	継続	認可化するにあたり障害となっている事由を診断するほか、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、移行するための計画書の作成及び見直しに必要な費用の一部を補助する。	(40,232の内数)	(39,382の内数)	1/2	＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 ＜委託先＞ NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料30
31	保育対策総合支援事業費補助金(うち、認可化移	継続	認可化するにあたり立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部を補助する。	(40,232の内数)	(39,382の内数)	1/2	＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実	資料31

	行移転費等 支援事業)										施方法が 異なるた め把握し ていない	
32	保育対策総 合支援事業 費補助金(う ち、保育所等 の質の確保・向上のため の取組強化事業)	継続	保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の 重大事故の防止に関する指導・助言を行う 「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保 育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・ 留意すべき内容や重大事故防止に関して必要 な知識、技能の修得、資質の確保のための研修 の実施に必要な費用の一部を補助する。	(40,232 の 内数)	(39,382 の内 数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体に よって異なる。	実施主体によ って異なる。	実施主体の 保育担当課	NPO 法人へ の実績は、 実施主体 により実 施方法が 異なるた め把握し ていない	資料 32
33	保育対策総 合支援事業 費補助金(う ち、新たな待 機児童対策 提案型事業)	継続	待機児童対策協議会に参加する自治体を実施 する待機児童解消に向けた先駆的な取組であ って、厚生労働省が適当と認めた場合に費用の 一部を補助する。	(40,232 の 内数)	(39,382 の内 数)	定額	都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体に よって異なる。	実施主体によ って異なる。	実施主体の 保育担当課	NPO 法人へ の実績は、 実施主体 により実 施方法が 異なるた め把握し ていない	資料 33
34	保育対策総 合支援事業 費補助金(う ち、保育所等 における I C T 化推進 等事業)	継続	保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関す る計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降 園管理等の業務の I C T 化等を行うために必 要なシステムの導入費用などの一部の補助を 行う。	—	1,395 (うち 補正予算額 1,395 ) [1,395 の内 数]	1/2	<実施主体> 都道府県、市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体に よって異なる。	実施主体によ って異なる。	実施主体の 保育担当課	NPO 法人へ の実績は、 実施主体 により実 施方法が 異なるた め把握し ていない	資料 34
35	保育対策総	継続	保育所等において、保育士等が有する専門性を	(40,232 の	(39,382 の内	1/2	都道府県	実施主体に	実施主体によ	実施主体の	NPO 法人へ	資料 35

	合支援事業費補助金(うち、保育所等における要支援児童等対応推進事業)		活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等(要支援児童、要保護児童及びその保護者等)の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。	内数)	数)		市区町村 市町村等が認めた者 <委託先> NPO法人等	よって異なる。	って異なる。	保育担当課	の実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	令和2年度からの事業
36	母子家庭等対策総合支援事業(うち、子どもの生活・学習支援事業)	継続	放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもたちの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行う事業。	( 15,795の内数)	(13,408(うち補正予算196)の内数) [196の内数]	1/2	<実施主体> 都道府県、市町村 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の児童福祉担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料36 実施主体は、事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可。
37	社会的養護出身者ネットワーク形成事業	継続	社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催する。	12	12	10/10	法人(公募により選定)	令和3年6月頃の予定	事業実施計画書等を国に提出	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(内線4860)	0件	資料37
38	次世代育成支援対策施設整備交付金(うち、児童自立生活援	継続	児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、一時預かり事業所及び産後ケア事業を行う施設の施設整備(創設、増築、増改築等)に係る経費の一部を補助する。	6,354	10,971(うち補正予算375)[10,971の内数]	定額(1/2相当)	<実施主体> 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 <設置主体> NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の児童福祉主管課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるた	資料38

	助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、一時預かり事業所及び産後ケア事業を行う施設に係る施設整備事業)										め把握していない	
39	児童虐待・DV対策等総合支援事業（うち、支援対象児童等見守り強化事業）	新規	民間団体等が、支援対象児童等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化するための取組を支援する。	—	6,706（うち補正予算6,706） [6,706の内数]	定額（10/10）	市町村	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の児童福祉主管課等	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料39
40	地域生活定着促進事業	継続	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の社会復帰を支援するため、「地域生活定着支援センター」を整備し、福祉サービスにつなげるための準備を各都道府県の保護観察所等と協働して進める。	（38,328の内数）	（723,809の内数） [723,809の内数]	定額	<実施主体> 都道府県 <委託先> 社会福祉法人 NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握し	資料40

											ていない	
41	社会福祉推進事業	継続	地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的な取組等に対する支援を通じて、社会福祉の発展改善等に寄与することを目的として実施する。	( 38,328 の内数)	(723,809 の内数) [723,809 の内数]	定額	採択された法人(NPO法人含む)	令和3年3月に予定	事業計画書等を国に提出	厚生労働省社会・援護局総務課(内線2891)	5件 65百万	資料41
42	被保護者就労支援事業	継続	被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、以下の業務を実施する。 ・就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等、就労に向けた支援、また個別求人開拓や就労後における職場定着に向けた支援 ・本人の希望や特性に合った就労の場につながるため、求人開拓等が円滑に実施できるよう、地域の関係機関や団体等において、就労支援の連携体制を構築	6,413	6,413	3/4	<実施主体> 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の生活保護担当課	17団体	資料42
43	被保護者就労準備支援事業	継続	直ちに一般就労が困難な被保護者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、以下の支援を段階的に実施する。 ・日常生活習慣の改善のための支援 ・社会的な能力を身につけるための支援 ・就労意欲喚起や就労体験等の機会の提供等、就労活動や自立に至るまでの総合的な支援	2,910	5,339	2/3	<実施主体> 都道府県市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の生活保護担当課	101団体	資料43
44	社会的な居場所づくり支援事業	継続	被保護者の自立支援を推進するために、企業、NPO、市民等と行政との協働により、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。	(38,328 の内数)	(723,809 の内数) [723,809 の内数]	3/4	<実施主体> 都道府県市 福祉事務所を設置する町村	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の生活保護担当課	2団体	資料44

							<委託先> 社会福祉法人、NPO 法人等					
45	居住不安定者等居宅移行支援事業	継続	生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援を推進する事業。	740	600	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の生活保護担当課	12 団体	資料 45
46	被保護者家計相談支援事業	継続	保護廃止が見込まれる被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う。	( 38,328 の内数)	(723,809 の内数) [723,809 の内数]	2/3	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人、NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の生活保護担当課	3 団体	資料 46
47	ひきこもり支援推進事業	継続	ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、相談支援等を通じて、ひきこもり状態にある本人の自立を促すことにより、本人及びその家族等の福祉の増進を図る。	( 38,328 の内数)	(723,809 の内数) [723,809 の内数]	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	NPO 法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料 47
48	地域における生活困窮	継続	地域における福祉ニーズを踏まえ、地域住民相互の支え合いによる要支援者への見守り、生活	( 38,328 の内数)	(723,809 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	NPO 法人への実績は、	資料 48

	者支援等のための共助の基盤づくり事業		支援といった共助の取組の基盤づくりを支援する。		[723,809の内数]		市区町村 NPO法人等 <委託先> NPO法人等				実施主体により実施方法が異なるため把握していない	
49	被災者見守り・相談支援事業	継続	災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。 このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅に入居している期間、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行った上で、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う。	( 38,328の内数)	(723,809の内数) [723,809の内数]	原則 1/2	<実施主体> 都道府県 市区町村 NPO法人等 <委託先> NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料 49
50	生活困窮者自立支援制度	継続	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進する。 ①自立相談支援事業 ②住居確保給付金 ③就労準備支援事業 ④一時生活支援事業 ⑤家計改善支援事業 ⑥子どもの学習・生活支援事業 ⑦その他事業	①② (29,790の内数)	①② (32,803の内数) [723,809の内数]	①② 3/4 ③④⑤* 2/3 ⑤~⑦ 1/2 *①③⑤を一体的に実施した場合	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の福祉担当課等	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料 50
51	重層的支援体制整備事業	新規	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者	7,606	—	①⑦ 38.5/100	<実施主体> 市町村	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	令和3年度からの事	資料 51



	業		の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。 ①地域包括支援センターの運営 ②基幹相談支援センター等機能強化事業等 ③利用者支援事業 ④自立相談支援事業 ⑤福祉事務所未設置町村による相談事業 ⑥地域介護予防活動支援事業 ⑦生活支援体制整備事業 ⑧地域活動支援センター機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業 ⑪多機関協働事業 ⑫アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ⑬参加支援事業			②⑧ 50/100 以内 ③ 2/3 ④⑤⑪⑫⑬ 3/4 ⑥ 25/100 ⑨ 1/3 ⑩ 1/2	<委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等				業のため なし	
52	重層的支援体制整備事業への移行準備事業	新規	重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築や多機関協働等の本格実施に向けた支援を行う。	(38,328 の内数)	—	3/4	<実施主体> 市町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	令和3年度からの事業のためなし	資料 52
53	重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	新規	市町村が推進する包括的な支援体制整備の後方支援として、都道府県が行う各種取組に必要な支援を行う。	(38,328 の内数)	—	3/4	<実施主体> 都道府県 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	令和3年度からの事業のためなし	資料 53
54	社会福祉振興助成事業	継続	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して生活できるよう支援	608	608	定額	<実施主体> (独)福祉医療機構 <助成先> NPO 法人等	令和2年12月25日～令和3年2月	応募書類を応募フォームにて(独)福祉医	厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 (内線 2866)	約 140 件	資料 54 ※ 予算

			することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対して助成を行う。					1日	療機構へ提出			成立後速やかに事業実施が可能になるよう、令和3年度分の募集は既に実施済
55	自殺防止対策事業	継続	自殺対策に取り組む民間ボランティア団体等の活動に対し、財政支援を行う。	(2,781の内数)	(3,767の内数)	定額	NPO法人等	令和3年2月に公募予定	事業計画書の提出	自殺対策推進室(内線2838)	8団体 727百万円 (交付額)	資料55
56	樺太等残留邦人集団一時帰国事業	継続	樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援する。	33	34	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 国 <委託先> NPO法人等	令和3年1月21日~2月12日	国に事業実施計画書を提出	社会・援護局 援護企画課 中国残留邦人等支援室 (内線3465)	1件 33百万円	資料56
57	中国残留邦人等地域生活支援事業	継続	地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する。	(38,328の内数)	(46,213の内数)	10/10	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる	実施主体によって異なる	実施主体の担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料57
58	地域生活支	継続	全国7か所に設置している中国帰国者支援・交	7	7	10/10	<実施主体>	中国帰国者	中国帰国者支	各中国帰国	6件	資料58

	援推進事業		流センターで、より一層、地域に定着した中国 残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活 動するNPO法人等との連携を推進し、活動を 援助する。			※委託費の 上限額内で 交付	中国帰国者支援・交 流センター 〈委託先〉 NPO法人等	支援・交流セ ンターによ って異なる	援・交流センタ ーが実施主体 を選定	者支援・交流 センター	1.3 百万円 (令和3年 1月時点) ※センタ ーによっ てNPO 法人等へ の委託状 況が異なる	
59	障害者総合 福祉推進事 業	継続	障害者施策全般にわたり解決すべき課題につ いて、現地調査等による実態把握や試行的取組 を通じて提言を行う。	400	400	定額	地方公共団体、社会 福祉法人、NPO 法人、 社団法人、財団法人 等	令和3年2月 ～3月頃に公 募予定	事業計画書等 を国に提出	社会・援護局 障害保健福 祉部企画課 自治体支援 係（内線 3007）	1件 9百万円	資料59
60	地域生活支 援事業	継続	事業の実施主体である市町村等が、地域の特性 や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画 的に実施する事業	(45,099 の 内数)	(45,090 の内 数)	1/2 以内	〈実施主体〉 都道府県、市町村 〈委託先、補助先〉 社会福祉法人、公益 法人、NPO 法人等	実施主体に より異なる	実施主体によ り異なる	実施主体の 担当課	NPO 法人へ の実績は、 実施主体 により実 施方法が 異なるた め把握し ていない	資料60
61	地域生活支 援促進事業	継続	発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者 就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等国と して促進すべき事業について、5割又は定額の 補助を確保し、質の高い事業実施を図る。	(6,221 の 内数)	(5,451 の内 数)	1/2 又は定額 (10/10)	〈実施主体〉 都道府県、NPO 法人等 〈委託先、補助先〉 社会福祉法人、公益 法人、NPO 法人等	実施主体に より異なる	実施主体によ り異なる	実施主体の 担当課	NPO 法人へ の実績は、 実施主体 により実 施方法が	資料61

											異なるため把握していない	
62	障害者芸術文化活動普及支援事業	継続	障害者の芸術文化活動の相談支援・人材育成等の支援ノウハウを全国展開し、障害者の芸術文化活動のさらなる振興を図る。	338	338	1/2 又は定額 (10/10)	<実施主体> 都道府県、NPO 法人等 <委託先、補助先> 社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等	令和 3 年 2 月～3 月 (予定)	公募による事業計画書の提出	社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 (内線 3071)	8 件 120 百万円 ※実施主体によって NPO 法人等への委託状況が異なる。	資料 62
63	社会福祉施設等施設整備費補助金	継続	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 等の規定に基づき、社会福祉法人等が実施する障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する費用の一部を補助する。	(4,812 の内数)	(16,019 の内数 (うち第 1 次補正予算額 1,036、第 3 次補正予算額 8,171)) 〔(16,019 の内数 (うち第 1 次補正予算額 1,036、第 3 次補正予算額 8,171)) の内数〕	1/2	<実施主体> 都道府県、指定都市、中核市 <補助先> 社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、NPO 法人等	実施主体により異なる。	実施主体を経由し、国 (各地方厚生局) に提出	社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 (内線 3035)	NPO 法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料 63
64	依存症民間団体支援事業	継続	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について、全国規模で実施している自助グループ等民間団体の活動 (支援ネットワークの構築や相談支援、普及啓発活動等) に対して支援を行う。	40	40	定額 (10/10)	公益法人、社会福祉法人、NPO 法人等	時期未定 (令和 3 年 3 月～5 月頃に公募開始予定)	公募により事業計画書等を提出	社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推	5 件 15 百万円	資料 64

										進室（内線 3100）		
65	地域支援事業	継続	要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業に対し交付金を交付する。 ①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業	（194,165の内数）	（197,203の内数）	① 25/100 ②、③ 38.5/100	<実施主体> 市町村 <補助先> NPO法人等	実施主体により異なる	実施主体により異なる	実施主体の担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料65
66	地域医療介護総合確保基金	継続	医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備等の促進のため必要な事業を支援する。	（54,944の内数）	（54,944の内数）	2/3	<実施主体> 都道府県 <補助先> NPO法人等	実施主体により異なる	管轄する都道府県に提出	各都道府県担当課	NPO法人への実績は、実施主体により実施方法が異なるため把握していない	資料66
予算額合計（内数事業除く）			—	143,120	210,892	—	—	—	—	—	—	—
3年度使用見込残額合計			—	—	[—]							
3年度実質予算額合計			—	143,210	—							